

矢野綾佳税理士事務所 税理士 矢野 綾佳

中国・インド 日系企業が直面する国際的な人材活用とその実践的課題 第6回（最終回） サービスPEを中心とした中国PE課税の実務

（ 44頁）

中国ビジネスに係る象徴的な税務リスクとして中国におけるPE課税リスクが挙げられます。しかし、PE課税がどのような性質の課税であるかについては、中国からの送金課税と趣を異にするため、あまり認識されていないように見受けられます。また、中国側のPEの範囲に関する拡大解釈によってPE課税された場合には、日中租税条約が定める「PEなければ課税なし」とされる事業所得の不当課税として、日本において外国税額控除の適用を受けられず、二重課税の問題へとつながる恐れがあります。

よって、本稿では、中国のPE課税について、日中租税条約の定めに関する解釈を踏まえつつ、サービスPEを中心とした認定事例を素材として、PE認定のポイントをピックアップし、解説することとします。

1. 中国におけるPEの定義と解釈

（1）定義

PE（Permanent Establishment、恒久的施設とも呼ばれる）とは、事業を行う一定の場所を指します。中国国内法（中国企業所得税法と同法实施条例）と日中租税条約によ

り、下表のように定められています。

中国国内法		日中租税条約	
生産経営の場所	① 事業の管理の場所、営業所、事務所 ② 工場、作業場、天然資源を採取する場所 ③ 役務を提供する場所 ④ 建設、組立、据付、修理、探査等の工事をする場所 ⑤ その他生産経営活動に従事する場所	固定場所	① 事業の管理の場所、支店、事務所 ② 工場、作業場、天然資源を採取する場所
		建設	③ 建築工事現場または建設、組立工事もしくは据付工事その他の関連監督活動（6か月超）
		役務提供	④ 役務提供活動（6か月超） （機械設備の販売または賃貸に伴う役務の提供を除く）
代理人	① 経常的に契約締結を代理する者 ② 物品の保管、引渡し等を代理する者	代理人	① 常習的に契約締結の権限を有し、行使する者 ② 専らまたは主として関連企業に代わって注文を取得する者 （独立代理人を除く）

上表のように、PEは、中国国内法では、建設と役務提供も固定場所PEとして扱われます。一方、日中租税条約において、固定場所、建設、役務提供、代理人の4種類に定義さ

れています。

(2) 解釈

中国においても、租税条約締結国間の国際取引課税では、国内法よりも租税条約が優先適用されます。PEについても例外ではありません。租税条約には、「PEなければ課税なし」の原則があります。すなわち、一方の締約国の企業が他方の締約国で獲得する事業利得について、他方の締約国が課税することができる場合を「PEを有する場合」に限定しています。しかし、中国を含む新興国では自国の課税権の拡大を目的に、PEの範囲を拡大解釈する傾向があります。そこで、中国国内におけるPEの主たる認定要件等を中国国内法令から確認していきます。

① PEの種類

国内法の定めだけでは、PEの定義に関する解釈には不明確な点が少なくないため、国税発〔2010〕75号により、PEは次の4種類に区分されることになりました。

イ 固定場所PE

固定場所PEとして、次の特徴が挙げられます。

- ◇ 事業所が実際に存在すること。
- ◇ 当該事業所は一定の持続性を備えていること。
- ◇ 事業活動はすべて、あるいは部分的に当該事業所を通じて行われていること。

ロ 建設PE

6か月を超える現場、プロジェクト、あるいは活動はPEを構成するという6か月基準が建設PEを判定するための唯一の基準とされます。

ハ サービスPE

サービスPEには、工事、技術、マネジメント、設計、研修、コンサルティング等のような専門性の高いものが想定されています。具体例として下記内容が挙げられます。

- ◇ 工事プロジェクトの実施に係る技術指導、サポート、コンサルティング等のサービス（具体的な施行や作業に対応しない）
- ◇ 生産技術の使用とイノベーション、経営管理の改善、プロジェクトのフェーズビリティスタディ、並びに設計案の選択に係るコンサルティングサービス
- ◇ 経営、マネジメントに係るコンサルティングサービス

ニ 代理人PE

“企業の名義による契約締結”について広義的に解すべく、当該企業名義による契約締結ではないものの、その契約に係る拘束力が当該企業に及ぶ場合も含まれるとされます。

また、“締結”とは、契約書の調印行為そのもののみならず、代理人が被代理企業に代わって契約交渉の関与、契約書条項の協議等の権利を有することも含まれるとされます。

よって、建設と役務提供について、中国国内法令による解釈に基づき、それぞれ建設PEとサービスPEが租税条約の規定に合わせて、定義づけされました。

② サービスPEの認定基準

サービスPEの認定は、日本企業にとって最も関心が高く、かつ中国では最も認定されやすいです。中国税務当局はその認定基準を次のように解釈しています。

イ 役務提供が12か月の間に連続または累計で183日を超えることに関する解釈

◇ 役務提供期間の算定

当該企業がその使用人を派遣し、プロジェクト実施のために最初に中国に到着した日からプロジェクトが完了し、引き渡した日までを計算期間とし、かかる者の中国国内における滞在日数を計算すること。

◇ 同時に複数の使用人が滞在する場合の計算

同一期間内の同一グループの使用人の滞在日数は分けて計算しないこと（例えば、10人が同時に3日間滞在する場合、滞在期間は3日間となる）。

◇ 「12か月」の解釈

同一のプロジェクトが数年にわたる場合には、いずれの「12か月」の期間において中国国内での役務提供が183日を超えるものがあれば、他の同期間内においては183日を超えていなくても、当該企業は中国においてPEを構成するものと判定されること。

要するに、同一プロジェクトの実施にあたり、暦年ベースではなく、いずれの12か月の期間における183日超か否かが基準とされています。

◇ 日中租税条約に定められたサービスPEの定義に係る「連続する12か月間に連続あるいは累計で6か月を超える」について、2018年4月1日以降は「6

か月」を「183日」として具体的な運用を開始した。

なお、それまでは月単位でカウントされることから、かかるプロジェクトの期間中に累計で数日間しか滞在していなくても1月とカウントされていました。日数カウントへの変更でPE認定リスクの軽減につながると考えます。

ロ プロジェクト関連性の有無を判定することに関する解釈

- ◇ これらのプロジェクトが同一のマスター契約に含まれるか否か。
- ◇ これらのプロジェクトが異なる契約に基づくものである場合には、これらの契約が同一の者または関連者と締結されたものであるか否か。前のプロジェクトの実施が後のプロジェクトの実施の必要要件であるか否か。
- ◇ これらのプロジェクトの性質が同一であるか否か。
- ◇ これらのプロジェクトが同一の者により実施されるか否か。

これは、基本的にOECDモデル租税条約コメンタリーに合致しているとされます。また、外国法人が同一中国内国法人に提供するプロジェクトである以上、すべて関連性があるものと盲目的に判定されないためのガイドラインとなると思われます。

ハ 出向者によるサービスPEの認定要件

出向元法人が立替払いする出向者の給与を中国の出向先法人から回収するような取り決めの出向契約書が広く散見されます。そこで、出向先法人による支払いが単なる実費精算であるか、それとも出向者を通じて出向元法人から出向先法人に対して提供する役務の対価なのかが中国の税務当局では最も議論が交わされる

論点です。実費精算であれば、PE認定、ないしPE課税になりませんが、後者の役務提供に該当すれば、サービスPEとして認定される可能性があります。

よって、中国の出向先法人から出向元法人による出向者の給与立替金を回収するという出向の取り決めにあたり、下記基本要素および5つの参考要素のいずれか1つを満たす場合には、当該外国法人は中国国内にPEを有するものと判定できるとされます。

◇ **基本要素**

出向元である外国法人（以下、「出向元法人」と略称）が出向者の業務の結果に対して一部あるいはすべての責任およびリスクを負い、通常、出向者の業績評価を行う。

◇ **参考要素**

その1

役務提供を受け入れる中国内国法人（以下、「出向先法人」と略称）が出向元法人に対して、管理費あるいはサービスフィーの性質を有する費用を払っている。

その2

出向先法人が出向元法人に支払う金額は同出向元法人が出向者に支払う給与、社会保険料その他の費用を超えている。

その3

出向元法人が出向先法人から支払いを受けた費用（立替給与等）について、その全額を、出向者に支給せず、一定額を留保している。

その4

出向元法人が負担する出向者の給与¹の全部の額について、中国で個人所得税を納付していない。

その5

出向元法人が出向者の人数、職務資格、報酬基準、並びに中国国内での勤務地を決定する。

二 機械等の販売等に伴う役務提供に関する解釈

日中租税条約議定書1条により、一方の締約国の企業が他方の締約国内において使用人その他人員を通じて機械および設備の販売または賃貸に関連するコンサルタントの役務を提供する場合には、当該企業は、当該他方の締約国内に「恒久的施設」を有するものとされません。

この解釈について、国税函429号では、販売に関連するコンサルタントの役務とは、設備の販売に伴う他方の締約国における据付工事に対して指揮権を有せずにトータルサポートを行わない役務が該当するとしています。すなわち、機械設備の販売に伴う据付について、機械設備の正常稼働に不可欠な要素として指揮権を有し、設計や試運転等を含むトータルサポートを行う役務については、議定書第1条の適用によってもPEの範囲から除外されることはなく、いずれの12か月において連続または累計で183日を超える場合には、PEと認定されることとなります。

ホ 技術移転に伴う技術支援サービスの提供に関する解釈

技術譲渡契約に含まれる技術支援サービスの提供にともない、ノウハウや特許権の使用許諾又は譲渡される場合、許諾側が技術者を派遣し、許諾技術の使用に関わる支援や指導等の技術サービスを提供するときに授受される対価には、原則

として使用料条項の適用があるものとして課税されます。ただし、当該派遣人員の技術サービスがPEを構成する場合には、当該サービス部分について租税条約の事業所得条項が適用されます。

これは基本的に日中租税条約12条「使用料」の内容に沿って、課税の取り扱いが解釈されるものになります。

2. 中国におけるPE課税の取り扱い

(1) PE認定に係る課税関係

① 企業所得税（日本の法人税に相当）

PEを有すると認定される場合は、それに帰属する中国事業所得に対して25%の企業所得税が課税されます²。

なお、サービスPE課税対象額について、出張者の場合、役務提供に対する対価、出向者の場合、出向先法人から出向元法人に対して支払う管理費、あるいはサービス費の性質を有する費用（中国の出向先法人から外国の出向元法人への送金額）とされます。

② 増値税（日本の消費税に相当）

中国国内において、物品の販売・輸入、またはサービス、無形資産を販売する法人等と個人は増値税納税義務者とされることから、中国にPEを有するか否かを問わず、中国で役務が提供され、または役務の受領者のいずれかが中国に所在する等のような増値税課税取引には、増値税が課されることとなります。なお、役務提供の場合には、6%の増値税率が適用されます³。

③ 個人所得税

出張者または出向者の派遣法人がPEを有すると認定される場合は、まず日中租税条約15条に定める短期滞在者免税ルールのうち、その3（給与は当該他方の締約国に有する恒久的施設によって負担されないこと）の要件を満たさないこととなるため、たとえ滞在日数が暦年を通じて183日以下であっても、かかる者の中国国内源泉所得に対して個人所得税が課されることとなります。

（２）サービスPE課税の背景

① 役務提供等による対価の支払いに係る税務届出

中国では外貨規制が設けられていることから、1回あたり5万米ドル相当額を超える非貿易取引の対外送金は、所轄税務当局にて税務届出を行う必要があります。ただし、同一契約に対して複数回にわたる支払いが必要な場合には、初回のみ税務届出を行うことになります。

なお、非貿易項目の典型的な取引として外国法人等の中国法人等に対する役務提供による対価の支払いが挙げられます。要するに、外国法人等の中国法人等に対する役務提供による対価は1回あたり5万米ドル相当額を超える場合は、税務届出を行う必要があります。

② 臨時税務登記等

外国法人等が中国で役務を提供し、あるいは建設工事を請け負う際に、かかるプロジェクトの契約を締結した日から30日以内に同契約書を、役務提供地の所轄税務当局に中国非居住者企業として届け出て、かつ臨時税務登記を行う必要があると定められています。その際に、当該役務が実質的にはPEを構成するという前提で企業所得税を自主申告・納税する⁴ 手続きを行うこととなります。

また、実務上、増値税と個人所得税の取り扱いは次のとおりです。増値税について、PE認定に起因したものではないため、役務提供に対する対価を支払う者である中国現地法人が源泉徴収義務者として源泉徴収するのが一般的とされます。個人所得税に関しては、PEと認定された外国法人等が源泉徴収義務者として申告納税するのが通例とされます。

なお、日中租税条約の適用としてPEを有しないと自主判定する場合には、外国法人等はPEに係る企業所得税を申告する時に所定の報告表の提出とともに、PE判定に係る諸資料の保存が義務付けられています。PEを有しないと自主判定しても企業所得税と個人所得税に関しては、ゼロ申告が必要となります。

さらに、プロジェクトが完了した日から15日以内に臨時税務登記の抹消手続きを行うことも義務づけられています。

なお、臨時税務登記を行わずに（実務上、臨時税務登記を怠ることで罰則が科されることはあまり見受けられていないため）支払い側が所轄税務当局にて海外への支払いのための税務届出を行う場合は、根拠資料に基づきPEに該当しない旨を主張しない限り、PEを構成するとして中国で申告納税することになります。

したがって、税務届出や臨時税務登記などの外国法人等による役務提供の対価を支払うための手続きにあたって、中国現地の実務担当者や役務提供側である外国法人等が当該対価は中国ではPEとして課税されても送金課税と趣を異にすることになります。

3. 中国におけるサービスPE課税事例の紹介

（1）出張者-プロジェクトの関連性と役務提供期間

① 事例の概要

A社（中国X社とB国Y社によって設立された合弁法人）は、自動車関連部品の設計、研究開発、製造販売その他アフターサービスの提供を主たる事業内容とします。A社は、

親会社である Y 社との間に、Y 社から技術指導を受けることを目的として、3 年間に合計 5 回の技術者派遣プロジェクトの実行について、それぞれ契約書を締結しました。なお、各契約期間はいずれも 6 か月以下で、かつ出張者の滞在日数もいずれも暦年を通じて 183 日以下です。

Y 社は PE を有しないと自主判定し、A 社経由で『非居住納税者による租税条約の恩典享受に係る状況報告表』を提出し、PE 判定に係る根拠資料を A 社に預け、保存してもらいました。

後続的管理の一環として税務調査を受けたところ、プロジェクト別の 5 回の契約であるにもかかわらず、プロジェクトの関連性等から、これら 3 年間にわたる 5 回の技術者出張による技術指導は、Y 社の中国における PE 活動に該当するとして、Y 社には当該技術指導による対価に係る企業所得税、当該 PE に係る出張者には、個人所得税の申告納付義務があると、A 社の所轄税務当局から指摘されました。

② 事実確認

5 回にわたるプロジェクトの相互関連性と役務提供期間に関しては、次の事実が判明しました。

- プロジェクトは個別契約であるものの、同一のモーター生産ラインのために技術指導が行われ、契約の履行順序はモーター生産ラインプロセスと一致し、契約の主たる履行地もモーター生産工場でした。
- 各契約書は同一のマスター契約に含まれていませんが、同一者により締結されたものでした。
- すべてのプロジェクトに係る技術指導は、Y 社の同一の者により実施されていないものの、同社の技術部に配属された者によるもので、かつ契約ごとに交互に人員を派遣していました。

- プロジェクト実施のために最初に中国に到着した日から最後のプロジェクトが完了し、引き渡した日までの期間において、かかる出張者の中国国内における滞在日数は計300日ほどに上ります。うち、最初の1年間では、2件の契約を履行するために、かかる出張者の中国滞在日数は暦年を通じてそれぞれ96日と165日となります。契約に関連性があると仮定した場合には、かかる出張者の中国滞在日数は261日となり、いずれの12か月において連続または累計で183日を超えるというPEの認定基準を満たしていました。

③ この事例から学ぶこと

- プロジェクトの関連性は、契約期間といった形式面にとらわれず、その内容、実施者等の実質面で判定することが肝要です。
- PE有無の判定に用いられる12か月とは、暦年ではなく、いずれの12か月において連続または累計で183日を超えることです。
- 技術とマネジメントの並行支援のように、異なる分野において中国で役務を提供する場合には、プロジェクト別にそれぞれ臨時税務登記とその抹消手続きを行うことでPE認定の回避につながる可能性が高いと考えられます。

(2) 出向者-出向者給与の立替払い

① 事例の概要

M社はR国D社の100%出資によって設立された電子部品メーカーです。経営面と技術面の支援として、D社から出向者を受け入れることになりました。日本で暮らす家族の生活の利便性に鑑み、出向者の給与の一部はD社が立替払いした後、M社から回収することを、両社間で協議の上、合意しました。

出向者数が多く、便宜上、実際に立替えた給与額ではなく、職位に応じて固定額を、出向先M社から出向元であるD社に送金しようと税務届出を行ったところ、送金額が立替給与額を超過し、かつ出向契約書に出向先であるM社が、出向者の業務の結果、成果に対し管理責任やリスクを負う旨が盛り込まれていないことを理由に、PE認定が行われ、同送金額がD社からM社に対するPE活動の対価とする企業所得税の課税を受けました。

② 事実確認

前述の出向者に係るPE認定の判定要件として挙げた基本要素および5つの参考要素に関連し、次の事実が明らかになりました。

- 出向者の業務結果は、専ら出向元であるD社に報告され、かつ出向者の業績評価についてもD社が主導して最終評価結果が決定されていました。
- D社はM社との間で締結された出向契約書により、出向者の立替払い給与その他関連費用を、立替金ではなく、労務費名目でM社に定額請求していました。
- D社が負担していた出向者に係る日本の社会保険料を給与所得として中国で申告納税していませんでした⁵。
- 人数、所属部署、職位、出向期間、ないし給与基準等、出向に係る一連の決定権はD社にありました。

③ この事例から学ぶこと

中国の出向先から立替払い給与を回収する場合において、出向者PE認定リスクの緩和策として留意すべき事項は次のとおりです。

- 出向契約書や給与その他立替金に関する協議書や出向者に係る雇用契約書等に盛り込む内容については、次のような事項を明らかにすることが必要です。

- 出向者の派遣は、中国の出向先からの要請に基づくこと
 - 中国の出向先が出向者の業務の結果、成果に対して管理責任やリスクを負うこと
 - 中国の出向先が出向者に係る人事評価の最終評価者あるいは最終確認者であること
 - 出向者数、出向期間、職位、給与基準、勤務地など、出向に関する諸事項の決定権は中国の出向先が有すること
-
- 出向元が立替えた出向者給与等と、中国の出向先から回収する立替送金額が一致することが望ましいこと（回収額が立替額を超えてはならない）。
 - 日本の社会保険料を含む出向者の経済的利益のうち、中国個人所得税法上、給与所得として認識すべきものについては、漏れなくその全額に対して中国で申告納税すべきであること。

なお、実務上、合併相手である中国側（中国合併子会社への出向の場合）や他国への出向者の取り扱いなど、外部と社内との折り合いもあり、出向先法人がすべて決定するような中国出向が存在しないと思われます。よって、中国の出向先から立替払い給与を回収するという体制で出向者を送り込む場合には、出向を取り巻く環境の実情に合わせて、外部コンサルタントのアドバイスも取り入れながら、出向契約書等の書類の整備が望ましいです。

（３）出張者-機械設備の販売に伴う役務提供の取り扱い

① 事例の概要

中国法人Ｓ社はＮ国Ｘ社から大型機械を輸入しました。それに伴う据付や試運転について、Ｘ社から出張者の派遣を受け、指導に当たりましたが、当該役務提供の内容は、契

約書に明示されることなくそれに係る対価も機械販売代金に含まれる形で機械輸入契約書を締結しました。

S社から提出された年次確定申告書一式および所轄税務当局によるお尋ね等の回答等に基づき、当該機械輸入に伴う役務の提供は、据付そのもののみならず、据付に係る土建設計、試運転等についてもトータルな指導が行われ、かつX社が指揮権を有することから、日中租税条約議定書1条に規定する機械および設備の販売または賃貸に関連するコンサルタントの役務に該当しないとして、X社が中国においてPEを有すると同所轄税務当局から指摘されました。なお、機械輸入契約金額の10%相当額以上がそのPEに帰属する収入とみなされ、それに係る企業所得税およびかかる出張者の個人所得税も追徴されました。

② 事実確認

- 本件機械の販売に伴う役務提供について、販売契約書には明記されていないものの、別途覚書が締結されていたことが判明し、そこには、据付工事に必要な工事の設計や施工の指導や試運転等はすべてX社とその出張者が対応すると明記されていました。
- S社はX社の出張者による技術指導なくして自力では据付の完了はなく、機械の稼働も実現できない状況でした。

③ この事例から学ぶこと

- 機械設備の販売に伴う役務提供は、常に、日中租税条約議定書第1条が適用されるものではないことに留意する必要があります。
- 一般的には、販売者による指揮の下、据付工事の設計から試運転まで行われるため、PE課税のリスクを認識しつつ、工事および本稼働のスケジュールを立てることが肝要です。

（４）出張者-技術移転に伴う技術支援サービス

① 事例の概要

G国O社は、中国内国法人との合併会社であるW社に対して自動車製造に必要な工業所有権および製造ノウハウ、並びに品質基準等に係る使用権を譲渡し、かつ技術の使用に伴う技術支援も人員を現地に派遣する形で提供していました。W社は「技術輸出入契約登記管理弁法」に基づき、契約書を期日内に登記⁶し、対価としてO社にロイヤルティを半期ベースで支払っていました。

W社の所轄税務当局は、年次確定申告書とともに同社から提出された関連者間取引報告表等を基に、税務調査を実施したところ、当該技術支援サービスについて、いずれの12か月において183日を超える期間があったとしてPEを認定し、かかる出張者の中国国内源泉所得に対して個人所得税が追徴されました⁷。

② 事実確認

技術支援サービスを提供する出張者の中国出入国記録から、暦年を通じて中国での滞在日数が183日を超えていないものの、いずれの12か月において183日を超える期間がありました。

③ この事例から学ぶこと

- ロイヤルティに該当する場合は、中国で課される10%の源泉税が日本では外国税額控除の適用対象となり、かつみなし外国税額控除の適用があります。一方、PEと認定された場合は、みなし外国税額控除の適用が受けられないだけでなく、当該PE課税が、日中租税条約が源泉地国に認めるPEに関する課税権を逸脱した課税であるとして、日本で外国税額控除の適用を否定されるリスクがあります。さ

らにPE認定に伴う出張者の中国における個人所得税課税の可能性も検討する必要があります。

- 他方、ロイヤルティに関連する技術支援サービスについて、PEに該当しない場合は、ロイヤルティとして中国で課税されることにも留意する必要があります。

4. まとめ

PE課税は、租税条約締結国間において共通の課題であるにもかかわらず、中国側の解釈・運用に不明点が多いため、税務リスクの評価が困難な状況にあると考えられます。

なお、本稿で取り上げたサービスPE認定課税事例を踏まえ、PE認定から可能な限り回避し、あるいは中国におけるPE認定を前提に日本で外国税額控除の適用が否認されないようにするには、次の対応策が推奨されます。

- 専ら日本で中国法人等に対して役務を提供する場合は、役務提供地の契約書への明記など、中国でPEを構成しないことを裏付けるための書類を整備したうえ、中国でPEを構成しないことを、契約書や根拠条文などの書類に基づき税務当局と交渉し、かつ必要書類や送金のプロセスなどについて銀行（銀行によって審査基準が異なることもあるため）への事前照会が望ましいです。
- 中国で中国法人等に対して役務を提供する場合は、まず、中国におけるプロジェクトの関連性の有無や役務提供がいずれかの12か月の期間における183日超か否かのサービスPEの認定基準に鑑み、PE認定リスクを自ら評価することがポイントと考えます。
- そこで、PEに該当しないと判断したときも、PEを構成するという前提で申告することになりますが、その際に「非居住納税者の租税条約適用のための報告表」を提出す

るとともに税務当局と交渉することが肝要です。臨時税務登記による申告時の交渉を踏まえ、中国でPEを構成しないことを強調のうえ、税務届出を行います。さらに、必要書類や送金のプロセスなどについて銀行（銀行によって審査基準が異なることもあるため）への事前照会も望ましいです。

- 1 ここにいう給与とは、中国個人所得税法上、給与所得として認識すべきものと解されます。例として留守宅手当、日本の法的社会保険料会社負担分、出向者に係る福利厚生費などが挙げられます。
- 2 詳細は本連載の [1回目（2024年4月号）](#) に掲載されているため、本稿では省略させていただきます。
- 3 日本の地方消費税に相当する増値税地方付加税もありますが、納税義務者は外国法人等の場合は免除されます。
- 4 国家税務総局令〔2009〕19号により、PEに係る税目は、企業所得税、増値税、個人所得税、印紙税とされますが、実務上、印紙税はほとんど扱われていません。
- 5 日本の社会保険料の会社負担分は、中国個人所得税計算上、課税対象外とする法的根拠がないものと、一般的に取り扱われています。
- 6 ロイヤルティの場合は、商務主管部門にて契約書の登記が義務付けられています。
- 7 企業所得税について、ロイヤルティに係る源泉税は10%です。一方、PEとして課税される場合は、推定利益率（15%～50%）に25%の企業所得税を乗じることでロイヤルティ課税比、税率が低くなる可能性が高いです。よって、ロイヤルティからPE認定を受ける場合は、企業所得税の調整はしないのが一般的です。

